

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 4 月 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門
札幌拠点長 事務取扱 佐藤 俊平

1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 冷水製造装置 3組
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和 8 年 10 月 16 日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、各単価にそれぞれ予定数量を乗じて得た金額の総額を記載した金額（当該金額を切り捨てること）を、入札書に記載する。入札金額は、各単価にそれぞれ予定数量を乗じて得た金額の総額を記載した金額（当該金額を切り捨てること）を、入札書に記載する。入札金額は、各単価にそれぞれ予定数量を乗じて得た金額の総額を記載した金額（当該金額を切り捨てること）を、入札書に記載する。入札金額は、各単価にそれぞれ予定数量を乗じて得た金額の総額を記載した金額（当該金額を切り捨てること）を、入札書に記載する。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 13 年 4 月 1 日付け 13 水研第 65 号）第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「一般・産業用機器類」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付
北海道札幌市豊平区中の島 2 条 2 丁目 4 番 1 号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門
札幌拠点管理チーム
電話 011-822-2176
FAX 011-822-3342

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「冷水製造装置入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

③ メールによる交付
任意書式に「冷水製造装置入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 8 年 4 月 8 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいと募集にも、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、応募若しくは応募又は契約の締結をもつて同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書①

1. 品 名 冷水製造装置
2. 数 量 2組
3. 構 成 ・冷水製造装置

(冷水製造装置のユニット構成)

制御盤、水冷チラーユニット、各種ポンプ (SUS 製)、制御機器及び各種配管、給水元等から構成され、さけ・ます卵の耳石温度標識作業用として、原水温度に対して生産水温度幅 $\Delta t=4.0^{\circ}\text{C}$ 差で、100L/min の冷却水を生産し、ふ化槽等へ安定供給する装置である。

1) 耳石温度標識の施標

ふ化用水 (原水) と 4.0°C 差の生産水を、流水方式により一定期間交互に供給することで、サケ卵に耳石温度標識を施標する。

4. 仕 様

1) 冷水供給方式

冷水供給方式は連続放流方式 (水冷方式) であること。

2) 原水温度、生産水温度

原水温度は約 $8.1\sim 8.3^{\circ}\text{C}$ である。

生産水温度は原水温度 $-4^{\circ}\text{C}\pm 0.2^{\circ}\text{C}$ (温度勾配 $4^{\circ}\text{C}/\text{h}$) であること。

ただし、原水温度が 8°C を下回る場合の生産水温については、原水温度 $-3.5^{\circ}\text{C}\pm 0.2^{\circ}\text{C}$ でも可とする。

3) 供給水量

供給水量は冷水 100L/min であること。

4) 総電源容量

総電源容量は $3\phi \times 200\text{V} \times 9.0\text{kW}$ 以下であること。

5) 本体仕様

本体仕様は以下の仕様を満たすこと。

- ①ふ化用水（原水）に対して 4.0℃差の生産水を恒常状態で流水方式により供給できること。
- ②生産水の供給を自動的に制御するプログラム機能が組み込まれていること。
- ③生産水温度が 3.0℃以下に低下した場合・システム故障・停電の場合は原水が供給されること。
- ④停電復旧時には、停電前に設定したプログラム画面が復旧し、冷水が供給されること。
- ⑤システム異常があった場合を想定した警報装置等の安全対策が施されていること。
- ⑥冷媒規制に対応した、新冷媒（GWP1500 以下）を使用すること。
- ⑦装置故障の原因となる異物の混入を防ぐために、装置の原水入口にストレーナーを取り付ける等、対策を施すこと。
- ⑧制御盤面及び計器類は防滴構造であること。
- ⑨装置に使用する弁類は塩ビ製または SUS304 製以上を使用すること。
- ⑩装置のメンテナンスは迅速に対応できること。
- ⑪本体寸法は、W800×D1,500×H1,800 mm以内であること。
- ⑫本体又は操作パネルにて、冷水流量を把握できること。

6) 操作パネル仕様

操作パネルは以下の仕様を満たすこと。

- ①冷水温度及び原水温度を操作パネルに表示すること。
- ②冷水・原水の切り替えを操作パネルで行えること。
- ③耳石温度標識作業に伴う冷水・原水の供給期間設定及び時間設定を操作パネルで行えること。
- ④操作パネルは 8 インチサイズ以上の液晶タッチパネルであること。

7) 配置場所

正確な配置場所、寸法、装置への配管及び電気配線等については、操作に従事する職員（以下「担当職員」という。）と打ち合わせの上、実施すること。

なお、既存装置の取り外し及び事業所内での移動についても、担当職員と打ち合わせの上、実施すること。

5. 納入場所

北海道標津郡標津町字川北 3491 番地
国立研究開発法人水産研究・教育機構
伊茶仁さけます事業所

6. 納入期限 令和8年10月16日

7. その他

- 1) 本装置の搬送・搬入・据付・試運転調整は、受注者側で行うこと。
- 2) 受注者は、本装置納入後、操作に従事する職員（以下「担当職員」という。）及び検査職員に対し十分な取扱説明を行うこと。
なお、試運転調整及び取扱説明実施日時については、担当職員と打ち合わせの上、実施すること。
- 3) 受注者は、本装置構成機器について、和文で示した取扱説明書を、納入時に2部提出すること。
- 4) 詳細については、担当職員の指示に従うこと。

購入仕様書②

1. 品 名 冷水製造装置
2. 数 量 1組
3. 構 成 ・冷水製造装置

(冷水製造装置のユニット構成)

制御盤、水冷チラーユニット、各種ポンプ (SUS 製)、制御機器及び各種配管、給水元等から構成され、さけ・ます卵の耳石温度標識作業用として、原水温度に対して生産水温度幅 $\Delta t=4.0^{\circ}\text{C}$ 差で、100L/min の冷却水を生産し、ふ化槽等へ安定供給する装置である。

1) 耳石温度標識の施標

ふ化用水 (原水) と 4.0°C 差の生産水を、流水方式により一定期間交互に供給することで、サケ卵に耳石温度標識を施標する。

4. 仕 様

1) 冷水供給方式

冷水供給方式は連続放流方式 (水冷方式) であること。

2) 原水温度、生産水温度

原水温度は約 $9.0\sim 9.4^{\circ}\text{C}$ である。

生産水温度は原水温度 $-4^{\circ}\text{C}\pm 0.2^{\circ}\text{C}$ (温度勾配 $4^{\circ}\text{C}/\text{h}$) であること。

ただし、原水温度が 8°C を下回る場合の生産水温については、原水温度 $-3.5^{\circ}\text{C}\pm 0.2^{\circ}\text{C}$ でも可とする。

3) 供給水量

供給水量は冷水 100L/min であること。

4) 総電源容量

総電源容量は $3\phi \times 200\text{V} \times 9.0\text{kW}$ 以下であること。

5) 本体仕様

本体仕様は以下の仕様を満たすこと。

- ①ふ化用水（原水）に対して 4.0℃差の生産水を恒常状態で流水方式により供給できること。
- ②生産水の供給を自動的に制御するプログラム機能が組み込まれていること。
- ③生産水温度が 3.0℃以下に低下した場合・システム故障・停電の場合は原水が供給されること。
- ④停電復旧時には、停電前に設定したプログラム画面が復旧し、冷水が供給されること。
- ⑤システム異常があった場合を想定した警報装置等の安全対策が施されていること。
- ⑥冷媒規制に対応した、新冷媒（GWP1500 以下）を使用すること。
- ⑦装置故障の原因となる異物の混入を防ぐために、装置の原水入口にストレーナーを取り付ける等、対策を施すこと。
- ⑧制御盤面及び計器類は防滴構造であること。
- ⑨装置に使用する弁類は塩ビ製または SUS304 製以上を使用すること。
- ⑩装置のメンテナンスは迅速に対応できること。
- ⑪本体寸法は、W800×D1,500×H1,800 mm以内であること。
- ⑫本体又は操作パネルにて、冷水流量を把握できること。

6) 操作パネル仕様

操作パネルは以下の仕様を満たすこと。

- ①冷水温度及び原水温度を操作パネルに表示すること。
- ②冷水・原水の切り替えを操作パネルで行えること。
- ③耳石温度標識作業に伴う冷水・原水の供給期間設定及び時間設定を操作パネルで行えること。
- ④操作パネルは 8 インチサイズ以上の液晶タッチパネルであること。

7) 配置場所

正確な配置場所、寸法、装置への配管及び電気配線等については、操作に従事する職員（以下「担当職員」という。）と打ち合わせの上、実施すること。

なお、既存装置の取り外し及び事業所内での移動についても、担当職員と打ち合わせの上、実施すること。

5. 納入場所

北海道河西郡更別村字勢雄 428-3

国立研究開発法人水産研究・教育機構

十勝さけます事業所

6. 納入期限 令和8年10月16日

7. その他

- 1) 本装置の搬送・搬入・据付・試運転調整は、受注者側で行うこと。
- 2) 受注者は、本装置納入後、操作に従事する職員（以下「担当職員」という。）及び検査職員に対し十分な取扱説明を行うこと。
なお、試運転調整及び取扱説明実施日時については、担当職員と打ち合わせの上、実施すること。
- 3) 受注者は、本装置構成機器について、和文で示した取扱説明書を、納入時に2部提出すること。
- 4) 詳細については、担当職員の指示に従うこと。